

非常勤職員（調査員（総合行政相談所））の募集について

総務省関東管区行政評価局では、総合行政相談所において、行政に関する苦情等の受付・処理を行う非常勤職員（調査員（総合行政相談所））の募集を行います。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	調査員（総合行政相談所）
職務内容	・ 行政に関する苦情等の受付・処理に関する業務 ・ その他任命権者又は所属長が指示する業務
募集人員	2人（東京）
応募資格	以下の条件を満たしている方 1 積極的に業務に取り組む意欲があり、人格円満で協調性を有していること。 2 P C操作（ワード、エクセル等）の経験を有していること。 3 官公庁又は民間企業において、概ね1年以上の職務経験を有し、調査員（総合行政相談所）として直接役立つ実務経験を有していることが望ましい。 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	原則 9 時30分から17時30分まで（休憩時間：12時00分～12時45分） 月間14～16日勤務（週 3 ～ 4 日勤務で土曜、日曜、休日勤務の場合あり。）
勤務地	東京総合行政相談所（東京都豊島区南池袋1-28-1 西武池袋本店 7 階） ※上記相談所は改装中であり、令和 8 年 4 月に再開予定。再開時期が遅れた場合には、その間、「東京都新宿区百人町3-28-8 新宿地方合同庁舎 2 階 東京行政評価事務所」での勤務となる可能性あり。
雇用期間	令和 8 年 4 月 1 日から 9 年 3 月31日まで。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	概ね日給14,823円 ※期末・勤勉手当：有（当方規定による。）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（当方規定による。）
住宅	無・住居手当無
退職手当	無
加入保険等	社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます） 雇用保険
応募方法	・ 市販の履歴書（顔写真貼付）に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします。）により提出してください。（応募締切り：令和 8 年 2 月17日（火）15:00必着） ・ 郵送で応募する場合は、封筒に「調査員（総合行政相談所）応募」と朱書きし、電子メールで応募する場合は、件名を「調査員（総合行政相談所）応募」としてください。 ・ 電子メールでの応募には、受領確認の返信をいたします。メール送付後 3 ～ 4 日経過しても返信がない場合は、下記連絡先までご連絡ください。 ・ 書類選考の上、 <u>通過者の方に対してのみ</u> 、令和 8 年 2 月20日（金）15:00までに、面接日時等の御連絡を差し上げます。
その他	・ 応募の秘密については厳守いたします。応募書類は返却いたしません。（責任を持って廃棄いたします。） ・ 採用者は国家公務員法の適用を受けます。

〔履歴書の送付先〕

〔連絡先〕

〒330-9717 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館19階 メールアドレス（kanto.saiyou★soumu.go.jp） ※送付の際は、「★」を「@」に置き換えてください。	関東管区行政評価局総務課 非常勤職員採用担当 TEL 048-600-2300
---	---